

# 「かながわ朝市ネットワーク」規約

## 第1章 名称、目的、会員資格、会費など

第1条 本会は「かながわ朝市ネットワーク（以下本会と云う）」と称する。

第2条 本会は、朝市、昼市、夕市、夜市など（以下市と云う）に関し、下記を目的に活動を行う。

- 1 各地の市の情報交換を行って互いの連携強化を図るとともに、広く事例を収集してノウハウを蓄積し、来場者や出店者にとってより魅力的な市の展開をめざしていく。
- 2 農商連携や地産地消を支援するための情報収集・情報発信を行っていく。
- 3 市の活動および市の活動を通して得られたノウハウを商店街や地域の活性化に活かしていく。
- 4 商店街や地域の活性化を目的に実施される市に関し、行政や関連機関の積極的な支援を受けるべく働きかけていく。
- 5 より多くの地域で市が実施されるよう普及活動を行い、市が実施される地域の拡大をめざしていく。
- 6 マスコミ等を通して、市の持っている魅力や可能性を広く知らせていく。

第3条 本会は、第1条第2条の本会の目的に賛同する会員をもって組織する。会員は、団体会員と個人会員をもって構成する。

第4条 会費については、別途定める。

第5条 本会の事務所は原則として事務局長宅に置く。

## 第2章 事業

第1条 本会は主に下記の事業を行う。

- 1 各地の市の情報交流を図る事業
- 2 各地の市を広く紹介する事業
- 3 農商連携や地産地消を支援する事業
- 4 各地の市が一堂に会して市の魅力を積極的に訴求する事業
- 5 市の活動を通して商店街や地域の活性化図るためのノウハウを探求し、得られたノウハウを普及させる事業
- 6 商店街や地域の活性化に貢献する市の実施に向けて、行政や関係機関との連携を図る事業

## 第3章 役員と運営委員

第1条 本会には下記の役員を置く。

代表1名、副代表1名、事務局長1名、会計1名、監事1名、広報1名

第2条 代表は、本会を代表し業務を総括する。副代表は代表を補佐する。

第3条 事務局長は、本会運営の実務を担当する。

第4条 会計は本会会計業務を担当する。

- 第5条 監事は、本会会計事務を監査する。
- 第6条 広報は、本会の広報を担当する。
- 第7条 役員と協働して本会の円滑な運営を担う運営委員を置く。運営委員の定員は設けない。

#### 第4章 役員および運営委員の選出と承認

- 第1条 役員は、会員の推薦した者を総会にて選出、承認する。
- 第2条 役員の任期は二カ年とし再任を妨げない。
- 第3条 任期中に欠員が生じた場合、必要な補充には柔軟に対処する。
- 第4条 運営委員は、会員の推薦した者を代表が承認して決める。
- 第5条 運営委員の任期は二カ年とし再任は妨げない。

#### 第5章 加入・退会・除名

- 第1条 会員は、会員が推薦し、代表の承認を受けて加入することができる。
- 第2条 退会は、会員の自由意志とする。すでに納入済みの会費等は返金されない。
- 第3条 会員は、正当な理由なく会費等の負担を怠り、また本会の規約や趣旨に違反する行為等があるときは、総会の決議により除名することができる。

#### 第6章 会合

- 第1条 本会の会合は次の通りとする。

- (1) 総会 (2) 運営委員会

- 第2条 総会

- (1) 総会は、毎年1回代表が新年度に入り可及的速やかに招集する。ただし、代表が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- (2) 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立するものとする。また、出席者の過半数をもって議決するものとする。
- (3) 総会の議長は代表が指名する。
- (4) 総会は、次の事項を審議する。
  - 1 事業報告・決算の報告並びに事業計画・予算の承認
  - 2 規約の変更の承認
  - 3 役員の変更の承認
  - 4 会費等に関する事項の承認
  - 5 その他必要と認めた事項の承認
  - 6 その他審議

- 第3条 運営委員会

- (1) 運営委員会は、原則として毎月1回、事務局長が招集する。ただし、事務局長が必要と認めたときに臨時に招集することができる。
- (2) 運営委員会は、次の事項を審議する。
  - 1 本会が実施する事業の企画・運営
  - 2 各地の朝市の広報および会員に対する情報提供
  - 3 本会の目的を果たすための情報収集と活動展開

## 第7章 会 計

第1条 本会の経費は、会費、本会事業による収入、寄付金、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

第2条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 その他

第1条 会員相互の情報交換を促進するために、本会会員の住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等は会員に限り公表することとする。